

○行橋市地域公共交通活性化協議会設置条例

平成27年 9 月25日 条例第39号

改正

平成30年 3 月15日 条例第 9 号

令和 3 年 3 月23日 条例第15号

(目的)

**第 1 条** 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成26年法律第41号）第 6 条第 1 項の規定に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、行橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

**第 2 条** 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(協議会の委員)

**第 3 条** 協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 都市整備部を担任する副市長
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 交通事業者
- (5) 道路管理者
- (6) 公安委員会
- (7) 各種団体の代表
- (8) その他市長が適当と認める者

2 市長は、公共交通行政の観点からアドバイスをするオブザーバーとして、九州運輸局福岡運輸支局の職員を参加させることができる。

(任期)

**第 4 条** 委員及びオブザーバーの任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合

における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長及び監事)

**第5条** 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、協議会の運営に必要であると認める場合は、監事1人を置くことができる。
- 3 会長は、都市整備部を担任する副市長をもって充てるものとし、副会長及び監事は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長、副会長及び監事は、これを相互に兼ねることはできない。
- 5 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 監事は、協議会の会計監査を行い、結果を会長に報告するものとする。

(会議)

**第6条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開で行うものとする。

(事務局)

**第7条** 協議会の業務を処理するため、都市整備部都市政策課に事務局を置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局において処理する。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

**第8条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散した協議会の決算)

**第9条** 協議会が解散した場合において、当該解散した協議会の収支は、当該解散の日をもってこれを打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(財産の譲渡)

**第10条** 協議会は、補助金を受けて実施する業務（以下「補助業務」という。）により取得する財産があるときは、あらかじめ補助業務の開始前において、当該財産の管理を行う者及び補助業務

に要する費用を負担する者と協議したうえで、その所有権を当該財産の管理を行う者に譲渡するものとする。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成30年3月15日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年3月23日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。